

改善報告書

令和7年7月10日

1. 短期大学名：山陽学園短期大学

2. 認証評価実施年度：令和6年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5－2

○学則変更等について、急施を要する事項として理事長専決で行っているため、重要な規則の制定・改正・施行に理事会の議決を確実に経るよう改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目5－2について

私立学校法改正に伴う「学校法人山陽学園寄附行為」の全部改正に際し、学則等の重要な規程の制定・改正・施行について、確実に理事会の議決を経ることができるよう、令和7年度から、理事会人数や構成員を見直し、急施の事案が生じた場合にも機動的な対応が可能となる体制を整えました。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目5－2の資料

- ・学校法人山陽学園寄附行為（新旧）
- ・学校法人役員等名簿（新旧）